

第二十六回 貴族院議事速記録第三號

明治四十三年一月三十一日(月曜日)

午前十時六分開議

議事日程 第三號 明治四十三年一月三十一日

午前十時開議

- 第一 男爵郷純造君、男爵原田一道君、田邊輝實君、原保太郎君、兒玉利國君、橋本雄造君請暇ノ件
- 第二 電氣測定法案(政府提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)
 - 第二讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 著作權法中改正法律案(政府提出)
 - 第一讀會ノ續(委員長報告)

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(河井書記官朗讀)

去ル二十二日各常任委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

資格審査委員會
委員長 男爵波多野敬直君 副委員長 富井政章君

豫算委員會
委員長 子爵曾我祐準君 副委員長 子爵三島彌太郎君

懲罰委員會
委員長 松岡康毅君 副委員長 高木豐三君

請願委員會
委員長 田中芳男君 副委員長 仁尾惟茂君

決算委員會
委員長 伯爵寺島誠一郎君 副委員長 江木千之君

同日豫算委員會及決算委員會ニ於テ決定シタル分科及分科擔當委員ノ氏名左ノ如シ

豫算委員會
第一分科(大藏省)
伯爵柳澤保惠君 子爵稻垣太祥君 子爵前田利定君

男爵船越 衛君 男爵中川 興長君 男爵目賀田種太郎君
男爵紀俊 秀君 西村亮吉君 高橋新吉君
濱口吉右衛門君 桑田熊藏君 下郷傳平君
下村辰右衛門君

兼務
伯爵松木宗隆君 子爵三島彌太郎君 男爵田健治郎君
男爵中島久万吉君 石井省一郎君 木村誓太郎君

第二分科(外務省)
子爵入江為守君 子爵酒井忠亮君 子爵松平親信君
淺田德則君 男爵西五辻文仲君 男爵吉川重吉君
富田鐵之助君 馬屋原二郎君 室田義文君

兼務
男爵中川興長君
第三分科(內務省)
伯爵萬里小路通房君 伯爵徳川達孝君 子爵曾我祐準君
子爵堤功長君 男爵辻新次君 男爵高木兼寛君
男爵久保田讓君 男爵南興倉具威君 關清英君
山田春三君 木場貞長君 鎌田榮吉君
並木和一君

兼務
子爵樋口誠康君 男爵小澤武雄君 男爵船越衛君
男爵石黒忠惠君 男爵沖守固君

第四分科(陸軍省)
伯爵松木宗隆君 子爵樋口誠康君 子爵牧野忠篤君
男爵相浦紀道君 男爵小澤武雄君 男爵茨木惟昭君
男爵石黒忠惠君 男爵村上敬次郎君 男爵安場末喜君

兼務
子爵曾我祐準君 桑田熊藏君

第五分科(農商務省)
子爵井伊直安君 子爵三島彌太郎君 男爵沖守固君
男爵田健治郎君 男爵武井守正君 男爵中島久万吉君

石井省一郎君 湯地 定基君 木村誓太郎君
道源 權治君

兼務

伯爵柳澤 保惠君 淺田 德則君 男爵紀 俊 秀君
高橋 新吉君 濱口吉右衛門君

決算委員會

第一分科(歲入)

男爵千秋 季隆君 男爵諫早 家崇君 谷森 眞男君
千坂 高雅君 橋本 雄造君 廣海 二三郎君

第二分科(外務省、內務省、司法省)

子爵藤井 行徳君 子爵舟橋 遂賢君 子爵毛利 元忠君
子爵高野 宗順君 子爵有馬 頼之君 江木 千之君

第三分科(陸軍省、海軍省)

男爵若王子 文健君 谷井 勘藏君 辰巳 檜太郎君
子爵内田 正學君 子爵板倉 勝達君 子爵實吉 安純君

第四分科(文部省、農商務省、逓信省)

伯爵寺 島誠一郎君 男爵金子 有卿君 男爵藤大路 親春君
田島 竹之助君 加藤 正惠君 細谷 巖太郎君

兼務

鎌田 勝太郎君

去ル二十四日各特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ
電氣測定法案特別委員會

委員長 山川 健次郎君 副委員長 中島 永元君

著作權法中改正法律案特別委員會

委員長 男爵辻 新次君 副委員長 伊澤 修二君

同日著作權法中改正法律案特別委員副委員長ヨリ可決報告書ヲ提出セリ
同日請願委員會ニ於テ決定シタル分科、分科擔當委員及主査ノ氏名左ノ如シ

法制科

主査 子爵森 清君 子爵藤谷 爲寛君 子爵細川 立興君

男爵藤枝 雅之君 男爵尙 順君 谷 新助君

松村 脩平君 岩元 信兵衛君 保阪 潤治君

租稅科

主査 伯爵川村 鐵太郎君 田中 芳男君 男爵南 光利君

男爵長松 篤葉君 三宅 秀君 安立 綱之君

伊澤 修二君 山田 義三郎君 市川 文藏君

雜科

主査 男爵北島 齊孝君 男爵北大路 實信君 男爵眞田 幸世君

男爵伊丹 春雄君 仁尾 惟茂君 村岡 淺右衛門君

淺野 長太郎君 宮崎 喜久太郎君 河田 與惣左衛門君

同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ
大藏省所管事務政府委員 大藏書記官 今村 次吉君
大藏書記官 吉川 良矩君

去ル二十六日内閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ
政府委員 鐵道院參事 森本 邦治郎君

去ル二十八日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
電氣測定法案可決報告書 請願文書表第一回報告書

請願文書表第一回報告書

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、外務大臣小村伯爵

(國務大臣伯爵小村壽太郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣(伯爵小村壽太郎君) 諸君、本院ニ向ッテ外交ノ現況ニ關シテ大體ノコトヲ陳述スルノ機會ヲ得マシタノハ本大臣ノ最モ光榮ト致ス所デゴザイマス、帝國外交ノ方針ニ付キマシテハ本大臣ハ既ニ前議會ニ於テ其概要ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シマシタガ、爾來政府ハ此方針ニ準據イタシマシテ諸般ノ必要ナル措置ヲ採リツ、アルノデゴザイマス、帝國ト締盟各國トノ關係益々

親厚ヲ加フルハ本大臣ノ諸君ト共ニ欣幸ト致ス所デゴザイマシテ、殊ニ英國トノ同盟ハ最モ健全ナル状態ニアリマシテ、引續キ東洋平和ノ維持ニ資シ、兩同盟民間ノ關係モ亦最モ敦厚ヲ加ヘツ、アルノデゴザイマス、本年開催ニナリマスル日英博覽會ハ即チ此親厚ヲ反映イタスモノデゴザイマシテ、目下同會開催ノ準備ハ兩國朝野ノ熱誠ナル翼贊ノ下ニ順當ニ進捗ヲ告ゲツ、アリマス、同博覽會開催ノ兩國貿易ノ發展ト兩國民間ノ親睦ニ資スル所、尠ナカラザルコトハ疑フベカラザルコトデゴザイマス、帝國ト露西亞トノ交情ニ付キマシテハ世間或ハ之ニ疑ヲ挾ミマシテ往々無根ノ風説ノ流布ヲ見ルコトガ無イデモゴザイマセヌケレドモ、兩國ノ關係ハ年々逐ウテ益、親密トナリマシテ、何等其間ニ憂慮ヲ懷クベキ事由ノ無キコトハ茲ニ本大臣ノ確言スル所デゴザイマス、殊ニ兩國政府ハ常ニ和衷ノ精神ヲ以テ時々發生イタシマスル所ノ交渉案件ヲ調理イタシツ、アリマス、將來ニ於テモ亦此方針ヲ確守イタシマスルカラ、本大臣ハ日露兩國關係ノ現ニ最モ良好ナルニ止マラズ此後益、親厚ヲ加フベキコトヲ期待シテ疑ハザル次第デゴザイマス、帝國ト佛蘭西トノ關係ニ於キマシテモ亦極メテ好良デゴザイマシテ、兩國ガ誠實ニ協約ノ明文ト精神ヲ恪守イタシマシテ互ニ相信賴シテ居リマスルコトハ帝國政府ノ深ク認識イタス所デゴザイマス、又獨逸國ノ帝國ニ對スル態度ノ公正友好ナルコトハ依然トシテ從來ト異ナルコトナク、其東洋ニ於ケル政策モ亦何等我が政策ト扞格スルコトナキハ帝國政府ノ最モ満足ト致ス所デゴザイマス、日米兩國ノ親交ハ御承知ノ如ク歴史ノ性質ヲ有シテ居リマシテ、其根柢ハ頗ル確固デゴザイマス、其根柢ノ極メテ確固ナルノミナラズ、兩國通商ノ關係ハ益、其交情ヲ鞏固ナラシムルコトヲ必要ト致シマスカラ、兩國政府ニ於キマシテハ此目的ノ爲ニ互ニ其爲シ得ル所ヲ盡シツ、アル次第デゴザイマス、而シテ昨年ニ於キマシテハ我が練習艦隊ガ太平洋沿岸ヲ巡航イタシタコトガゴザイマス、次イデ紐育市ノ「ホドソン」祝典、即チ「ホドソン」川ノ發見ト蒸氣船ノ發明ニ關シマスル記念祭ニハ我が皇族ヲ特派セラレタコトガゴザイマシタ、又引續イテ我が軍艦出雲ガ桑港ノ「ボート」記念祭ニ參列イタシタコトガゴザイマス、加フルニ我が實業家ノ一團ガ米國商業會議所ノ招待ニ應ジマシテ同國ニ渡航イタシマシテ、五十餘ノ市府ヲ巡歴イタシタコトモゴザイマシタ、即チ兩國國民間、國民的緩和ノ機會ハ特ニ其多キヲ見タル譯デゴザイマシタ、我が皇族ニ對スル米國官民ノ熱誠ナル歡待ハ暫ク之ヲ措キマシ

テ、我が軍艦及商業家ニ對シマスル米國各方面ノ歡迎ハ、即チ帝國ニ對スル同國民年來ノ好誼ヲ表彰イタシタモノデゴザイマシテ、斯ノ如キ兩國官民ノ接觸交歡ハ兩國國民間ノ親睦ヲ増進スル上ニ於テ偉大ナル效力ヲ有スルコトデゴザイマスルカラ、本大臣ハ兩國ノ爲ニ慶賀ニ堪ヘザル所デゴザイマス、帝國ト清國トハ御承知ノ如ク政治上竝ニ經濟上ニ於キマシテ、極メテ重大緊切ナル關係ヲ有シテ居リマスルカラ、兩國ニ於テ其交情ヲ厚ウスルノ必要アルコトハ固ヨリ論ヲ俟タヌ所デゴザイマス、帝國政府ハ大局ニ鑑ミ善鄰ノ交誼ヲ重シマシテ、先ヅ兩國間多年ノ懸案ヲ一掃スルヲ以テ最モ急務ト認メマシタカラ、一昨年以來、互讓ノ精神ヲ以テ誠意コレガ解決ニ努メマシタガ、清國政府ニ於キマシテモ亦大局ヲ洞察イタシマシテ我ト同一ノ希望ヲ表示スルニ至リマシタ、兩國政府ノ意思全ク茲ニ一致イタシマシテ、昨年九月ヲ以テ交渉案件ノ中、最モ重要ナルモノヲ一括イタシマシテ妥結ヲ得タル次第デゴザイマス、目下兩國間ニハ比較的重要ナルザル問題ガ尙ホ存在シテ居リマスルケレドモ、今後兩國政府ニ於テ常ニ和衷ノ精神ヲ以テ之ガ妥結ニ從フニ於テハ、是等案件ノ解決ハ必シモ困難ナコトデナカラウト信ジテ居リマス、本大臣ハ清國當局者ガ深く此點ニ顧念イタシマシテ、益、兩國ノ關係ヲ親密ナラシメ東亞ノ大局ヲ維持スルコトニ努ムコトヲ切望シテ止マヌノデゴザイマス、續イテ此滿洲ニ關シマスル帝國ノ政策ハ清國ノ他ノ地方ニ對スルト同ジク、門戶開放、機會均等ノ主義ヲ維持スルコトデゴザイマス、此方針ハ帝國政府ノ終始嚴守シ來リタル所デゴザイマシテ、將來ニ於テモ決シテ渝ルコト無キ所デゴザイマス、先般政府ガ滿洲地方ノ開發ト各國商業ノ發展ニ資セムガタメ旅順港ヲ開放スルコトニ決定イタシマシタノモ亦此方針ニ出デタルニ外ナラヌノデゴザイマス、此帝國ノ終始相渝ラザル方針ハ、既ニ列國ノ認識スル所タルヲ信ジテ疑ハヌノデゴザイマス、今回米國政府ハ滿洲鐵道中立ニ關スル提議ヲ致シマシタガ、本件ハ帝國ノ緊切ナル利益ニ關スル事項ナルノミナラズ、帝國ト最モ親交アル友邦ノ提議ニ係リマスルカラ、政府ニ於キマシテハ之ニ對シ特ニ慎重ナル考慮ヲ加ヘタ次第デゴザイマス、帝國ノ滿洲ニ於ケル政策ハ唯今申述ベタ如ク門戶開放、機會均等ノ主義ヲ嚴守スルニアルコトハ固ヨリデゴザイマス、然ルニ米國提議ノ實行ハ「ボーツマウス」條約ト北京條約ニ依リテ確立シマシタル滿洲ノ事態ニ根本的變動ヲ與フルモノデゴザイマシテ、其結果甚ダ重大ナルノミナラズ、南滿洲鐵道ノ附近

ニ於キマシテハ引續キ同鐵道ノ我ガ領有ニ屬スベキコトヲ期シマシテ、其信念ノ下ニ諸般ノ事業ヲ經營スルモノガ甚ダ多クゴザイマスルカラ、今ニ及ンデ此鐵道ヲ放棄スルガ如キハ、我ガ帝國ノ責任上到底之ヲ許スコトガ出來ナイ所デゴザイマス、依ッテ帝國政府ニ於キマシテハ本月二十一日ヲ以テ、遺憾ナガラ米國政府ノ提議ニ同意スル能ハザル趣ヲ同國政府ニ回答スルノ已ムヲ得ザルニ至ッタ次第デゴザイマス、帝國政府ハ米國政府ガ此問題ニ關シマシテハ我ガ意ノアル所ヲ諒トスベク、又列國モ我ガ態度ノ公正ナルヲ認識スルコトデアラウト信ジテ居リマス、次ニ帝國ト奧地利、伊太利及其他ノ締盟諸國トノ關係モ至ッテ良好デゴザイマシテ、是等諸國トノ親交ヲ害スベキ何等事實ノ發生ダモ見ナイノハ本大臣ノ欣幸ト致ス所デゴザイマス、次ニ條約改正ノコトニ關シマシテ一言述ベテ置キマスルガ、條約改正ニ關スル大體ノ方針ハ既ニ前議會ニ於テ之ヲ陳述イタシテ置キマシタガ、爾來政府ニ於キマシテハ怠ラズ談判開始ニ關スル準備ヲ進メツ、アリマス、此問題ニ付キマシテハ政府ハ現行條約中、不對等ノ性質ヲ有シテ居リマスル條項ハ總テ之ヲ前條約ヨリ除去スル覺悟デゴザイマス、即チ片務的協定稅率ノ如キ、又ハ沿海貿易ヲ外國船舶ニ許容スル條項ノ如キ、又ハ國定稅率ノ改正ハ六箇月以前ニ之ヲ公布スルコトヲ要スル規定ノ如キハ全然之ヲ廢除イタシマシテ各國トノ間ニ完全ナル對等條約ヲ締結セムコトヲ期シテ居ル次第アリマス、輸入稅率ニ至リマシテハ國定稅率ヲ適用スルコトヲ以テ原則ト致シマシテ、特別ノ場合ニ限リ我ガ産業ノ狀態ヲ參照イタシマシテ互惠ノ基礎ニ依リ相互的協定稅率ヲ定ムル方針デゴザイマス、政府ハ此方針ニ依リマシテ今後成ルベク速ニ諸般ノ準備ヲ完了スルコトニ努メマシテ、準備完了後、適當ノ時機ニ於テ各國ト商議ヲ開ク筈デゴザイマス、目下外交ノ情況ハ唯今申述ベマシタ通りデゴザイマスカラ宜シク御諒承アラムコトヲ希望イタシマス

○伯爵柳澤保惠君 私ハ唯今ノ外務大臣ノ御演說ニ對シマシテ一言伺ヒタイコトガゴザイマス、本日ノ御演說ハ過日衆議院ニ於テ御演說ニナッテ居ルモノト略、同ジモノト考ヘテ居リマスルガ、其中テ滿洲鐵道中立ニ關スル米國ノ提議ノ内容ハ過日衆議院ニ於キマシテ二三議員ト御問答ノ末、是ハ遺憾ナガラ目下ノ場合、公表スルコトガ出來ナイト云フコトデアリマシタガ、今日ハ其御言葉ハゴザイマセヌガ、矢張り同様ト存ジマスル、然ラバ是ハ或ル時ニ於テ御發表ニナルコトデアラウト存ジマス、ソレヲ伺ッテ置キタイ、尙ホモウ

一ツハソレハ斯様ナ所、公開ノ席ニ於テハ言フコトヲ憚ル、或ハ秘密會等ノ場合ニ於テハ御話ガ出來マスモノデゴザイマセウカ、其點ヲ伺ッテ置キマス

〔國務大臣伯爵小村壽太郎君演壇ニ登ル〕

○議長(伯爵小村壽太郎君) 唯今ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、此鐵道問題ニ關シマスル書類ハ目下ノ所デハ之ヲ發表スル譯ニハ行カヌノデアリマス、何時發表イタシマスルカ此問題ノ此後ノ經過如何ニ依ッテ決メナケレバナラヌコト、考ヘマスルカラ、左様御承知ヲ願ヒタイ

○議長(伯爵德川家達君) 此際、諸君ニ御諮リ申スコトガゴザイマス、ソレハ大木伯爵ガ足痛ノ爲ニ議場ニ於テ杖ヲ用キタイト云フコトヲ申出ラレマシタ、其希望ノ通りデ諸君ニ於テ御異存ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者多シ〕

○議長(伯爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ議事日程ニ移リマス、議事日程第一、男爵郷純造君、男爵原田一道君、田邊輝實君、原保太郎君、兒玉利國君、橋本雄造君請暇ノ件、郷男爵ハ病氣ニ付キ會期中、原田男爵ハ病氣ニ付キ二十九日間、田邊君ハ病氣ニ付キ十日間、原君ハ病氣ニ付キ十七日間、兒玉君ハ病氣ニ付キ十五日間、橋本君ハ病氣ニ付キ十日間、何レモ請暇ヲ許可シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵德川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵德川家達君) 議事日程第二、電氣測定法案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、山川君

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

電氣測定法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十三年一月二十八日

右特別委員長

山川健次郎

貴族院議長伯爵德川家達殿

〔山川健次郎君演壇ニ登ル〕

○山川健次郎君 御付託ニナリマシタ電氣測定法案ニ對シマシテ御報告申上
ゲマス、電氣ノ事業ハ近來ハ著シク發達イタシマシタニ付キマシテ、丁度通
常ノ物品ノ取引賣買ヲ致シマスノニ度量衡ノ單位ノ法定ヲ要スル如ク亦電氣
ノ單位ノ法定ヲ要スル次第デゴザイマス、又一國ニ於テ此單位ヲ法定イタシ
マス必要ガアリマスルノミナラズ成ルベクハ萬國共通ノ單位ヲ用キマスコト
ニナリマスト甚ダ調法ナコトデアルト云フコトハ夙ニ識者ノ間ニ認め得ラレ
マシタコトデ、屢、電氣ニ關係スル人々ガ萬國會議ヲ催シマシテ斯様々々ノ單
位ヲ用キタナラバ宜カラウト云フヤウナコトヲ決議シタノデアアルノデアアリマ
ス、遂ニ明治十六年ニ米國「シカゴ」ニ於キマシテ萬國會議ガ開カレマシテ、各
國政府カラ代表者ガ出マシテ單位ノ名稱、大サ等ニ付イテ決議ヲ致シマシタ、
此決議ニ依リマシテ英國、佛蘭西、獨逸、埃地利、米國「カナダ」ノ如キ國々ニ於
キマシテハ電氣單位ノ法律ヲ發シマシタノデゴザイマス、其後明治三十三年
竝ニ一昨年、一昨年ハ倫敦ニ於テ大會ガアリマシテ本邦ヨリモ代表者ガ出マ
シテ決議ヲ致シマシタ次第デゴザイマス、其決議ト云フモノハ詰リ明治二十
六年ノ「シカゴ」會議ノ決議ト大同デアリマシテ、詰リ「シカゴ」會議ニ於ケル
決議ヲ一層精密ニ致シマシタト云フ次第デゴザイマス、デ其「シカゴ」會議ノ
決議ト云フモノヲ土臺ト致シマシテ、今日御報告イタシマス所ノ法律案ガ出
來マシテ居リマスノデゴザイマス、第一條ニハ此電氣單位ノ名稱ヲ舉ゲマシ
テアリマスルガ、勿論電氣ノ分量ト云フモノハ澤山ゴザイマスルケレドモガ、
併ナガラ此四ツ、即チ電氣抵抗、電流、電壓、電力、此四ツガ最モ肝腎ナ分
量デアリマスニ依ッテ、此四ツダケヲ法律デ決メテ置クト云フコト、見エマ
スルノデゴザイマス、デ二條、三條、四條、五條ニ於キマシテハ、四ツノモ
ノ、單位ヲ決メマシテアリマスルノデ、此決メ方等ニ付イテ詳細ナルコトハ
餘リ長ウナリマスルカラシテ別ニ御報告ハ申上ゲマセヌ、第六條ノ主務官廳
トゴザイマスルノハ、是ハ遞信省ノ意味デアアルサウデゴザイマス、委員會ニ
於テ度量衡ヲ取扱フノハ農商務省デアアルノニ、ナゼ度量衡ニ深イ關係アル所
ノ電氣測定法ト云フモノヲ取扱フノヲ遞信省ニシテアルカ、各國ノ例ヲ引キ
マシテモ、多クノ場合ニ於テハ度量衡ヲ取扱ヒマスル所ト電氣ノ單位ヲ取扱
ヒマスル所ハ同ジ局、同ジ省ニ於ケル同ジ局デアルト云フノガ先ヅ多イノニ、
此日本ニ限ッテ懸ケ離レタ一ハ農商務省ニアリ、一ハ遞信省ニアルト云フヤ

ウナコトハ何か意味ノアルコトデアアルカト云フ問ガアリマシタ所ガ、政府委
員ノ答ニハ、度量衡ハ從來ノ慣例トシテ農商務省デ取扱ッテ居ルケレドモガ
電氣ノ方ヲ取扱フノニハ遞信省ガ如何ニモ便利デアアル、其譯ト云フモノハ遞
信省ニハ電氣試驗所ト云フモノガアッテ機械等モ揃ッテ居テ、サウシテ技術
ニ長ジタ者モ揃ッテ居ルカラシテ、遞信省デ取扱ッテ方ガ便利デアルト云フ
答デゴザイマシタ、是ハ元來カラ申シマシタナラバ、度量衡ヲ取扱ヒマスル所
ト、電氣ノ單位ノコトヲ取扱ヒマスル所ハ同ジ省内ニアリマスル方ガ便利ナ
モノデアラウトハ思ヒマスルケレドモ、併シ目下ノ所デハ已ミ得スコトカト
存ジマスルノデゴザイマス、七條、八條、九條、十條ハ、是ハ取締ノコトニ
關シタモノデアアッテ、十一條ガ電氣ノ單位中此法律デ決マリマシタ所ノモノ
、倍數若クハ分數ノ名稱ト、其他電氣ニ關係イタシマス所ノ分量ノ單位ノ名
稱、竝ニ大サ等ハ命令ヲ以テ定メルコトニナッテ居リマスノデゴザイマス、
前ニモ申上ゲマシタ如ク、電氣上ニ取扱ヒマスル所ノ分量ハ澤山ゴザイマス
ルケレドモ、其重モナルモノハ前申シマスル所ノ四ツデアアッテ、其四ツダケハ
法律デ決メマシテ、其他ノモノハ此第十一條ニ依リマシテ命令ヲ以テ定メル
コトニナッテ居リマスルノデゴザイマス、デ附則ハ是ハ經過法ヲ示シテ居リ
マスルノデゴザイマス、デ此法律ヲ實行スルニ付イテ經費ハドノクラキ要ス
ルカト云フ問ニ對シマシテ、政府委員ノ答ニハ、約二十一万圓ホドノ入費ヲ
要スル、内十五萬圓ホドハ機械等ノモノデ、殘餘ガ新營費デアアル、又經常費
ハドノクラキデアアルカト云フト一万八千圓ホドノ入費ガカ、ル、斯ク云フヤ
ウナ次第デゴザイマス、デ是ハ目下電氣事業ノ盛ンナ今日デゴザイマスルカ
ラ是非斯ウ云フ單位ノ法定サレルト云フコトハ必要ナコトデアリ、殊ニ萬國
會議デ決シテ、而シテ其萬國共通ノ單位デゴザイマスルカラシテ、是ハ是非
今日ニ適當ナ所ノ法律デアラウト思ヒマスルニ依ッテ、可決イタスベキモノ
ト決議ニナッテ次第デゴザイマス、右ノ次第デゴザイマスルカラシテ、斯ク
短簡ノ法案デモゴザイマスルカラシテ、讀會ヲ省略シテ可決アラムコトヲ希
望イタシマス

○伯爵柳澤保惠君 チョット委員長ニ御質問イタシタイノデスガ、若シ委員
長ガ御困リナラ政府委員ニ伺ヒタイ、私ノハ多少之ニ聯關シテ居ルノデアリ
マスガ、電氣ノコトデゴザイマセヌガ、是ハ電氣ノ「メートル」ノ規定ナドモ
ゴザイマスガ、瓦斯ノ「メートル」其他ニ付イテモ將來何カ當局者ニ於テハ御

決定ノコトガアリマスルカ、ソレハ委員會デ御話ガ出マシタノカ、或ハドウ
デセウカ、委員長ニ伺ヒタイ

○山川健次郎君 委員會デ話ハ出マシタガ、此事ハ政府委員ヨリ御答ヲ願ヒ
マス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 瓦斯「メートル」ノコトニ付キマシテハ、先般柳原
伯爵カラノ御質問ガゴザイマシタ、ソレニ付キマシテハ政府ニ於キマシテ能
ク實際ノ情況ヲ調べマシタ上ニ愈、弊害ヲ認メマシタナラバ、之ニ付キマシテ
モ相當ノ取締ハ立テ考ヘデゴザイマス、此瓦斯「メートル」ノコトニ付キマ
シテハ丁度電氣「メートル」ノ如クニ光ノ點ニ付キマシテ或ハ萬國のニ之ヲ統
一スル爲ニ丁度電氣「メートル」ト同ジヤウナ風ニ萬國會議ノ催シモアリハシ
マセヌカト、思ヒマス、サウ云フヤウナ傾向ニモナツテ居リマス、是モ亦萬國
統一ニ決マリマスルコトガ極實際ニモ有益ト考ヘマス、ソレコレヲ能ク見合
ハセマシテ實地ニ適シマスル方法ヲ採ル積リデアリマス

○男爵高木兼寛君 讀會省略賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○石渡敏一君 私モ委員長ニ質問ガアリマス、先キホド取締ノコトニ付イテ
八條、九條、十條、其第十條ヲ見マスルト法人ノ場合ニハ從業者若クハ雇人ガ
罪ヲ犯シテモ法人ヲ罰スルト云フコトニナツテ居リマス、然ルニ此第八條第
九條、是ハ一個ノ商人ノ場合ヲ決メタモノデハナカラウカト思ヒマス、一個ノ
商人ノ雇人若クハ從業者ガ罪ヲ犯シタ場合ニハ、ドウ云フコトニナルモノデ
ゴザイマスカ、ソレ等ハ罰スルモノカ罰シナイモノカト云フコトヲ、チヨット
質問ヲ致シマス

○山川健次郎君 今ノ御話ノコトハ委員會ニ於テ何モ話ガ出マセヌデゴザイ
マシタカラ政府委員ニ御尋ネテ願ヒマス

○石渡敏一君 承知イタシマシタ、ドチラデモ宜シウゴザイマス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 石渡君ノ御質問デゴザイマシタガ、御質問ノ御趣
意ハ此法律案ノ第十條ニハ法人ニ關スル處罰例ガアル、然ルニ此第八條若ク
ハ第九條等ノ規定ニ付イテハ法人ノ雇人等ヲ處罰スル積リデアルカ、又第八
條第九條等ハ實際此事ヲ行ツタ者ノミニ限ルノデアルカ、斯ウ云フ御質問ト

思ヒマスガ果シテ左様デゴザイマスカ

○石渡敏一君 モウ一應申シマス、第十條ニ依ルト法人ノ代表者、雇人若ク
ハ從業者ノ犯罪ガアル場合ニハ法人ヲ罰スル、其主人ヲ罰スルト云フコトニ
ナツテ居リマス、然ルニ第八條第九條ノ場合ニ、會社ニ非ズ法人ニ非ズシテ
一個ノ商人ノ場合デアリマス、其商人ノ雇人又ハ從業者ガ罪ヲ犯シタ場合ニ
ハ其主人タル者ヲ罰スルノデゴザイマセウカ、或ハ其雇人若クハ從業者ヲバ
直接ニ罰スルノデゴザイマセウカ、其點ガ少シ不明瞭デゴザイマスカラ御説
明ヲ願ヒマス

○政府委員(仲小路廉君) 能ク御質問ノ御趣意ハ了解イタシマシテゴザイマ
ス、第八條及第九條ノ規定ハ御覽ニナリマス通りニ全ク此計器ヲ電氣ノ取引
ニ使用イタシマシタ者ヲ罰シマス、又第九條ノ規定モ電氣ノ取引上ニ於テ其
計量ヲ詐ル目的ヲ以テ不正ニ電氣計器ヲ使用シタ者ヲ處罰スルト云フ考ヘデ
ゴザイマス、即チ全ク其行ヒラシタ者ヲ罰スルト云フ旨趣デゴザイマス

○石渡敏一君 モウ一ツ伺ヒマス、サウ致シマス第八條第九條並ニ第十條
ト適用ニ對シテ違ヒガ起リハセナイカト思ヒマス、法人ノ場合ニハ過失罪ヲ
罰スルト云フコトニナリ、ソレカラ一個ノ商人ノ場合ニハ犯人即チ犯意ノア
ル犯人ダケヲ罰スルト云フコトニナリハセヌカト思ヒマス、サウ云フ御趣意
デアリマスカ、刑法ノ第三十八條ニ依リマスルト犯意ナキ者ヲ罰スルノハ特
別ノ規定ガアル、其特別ノ規定ニナルノハ、ドノ箇條ニナルノデゴザイマス
カ

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 第八條第九條ノ規定ハ唯今御答ヘ申上ゲマシタ通
リニ直接ニ此行爲ヲ爲シタル者ヲ處罰スル考ヘデゴザイマス、之ニ付キマシ
テハ大體、刑法上ノ通則ガ適用セラル、考ヘデゴザイマス

○石渡敏一君 モウ一ツ伺ヒマス、實ハ意見ノ異ナル點カラ來マスカ知リマ
セヌガ、三十二年ノ法律第五十二號ハ稅則ニ關スル罰則ニ適用セラレテ居ル、
稅則ノ方デハ一個ノ商人本人ガ罪ヲ犯スニアラズシテ其從業者若クハ雇人ガ
罪ヲ犯シテモ仍ホ其主人ヲ罰スルト云フコトニナツテ居リマス、悉クサウナツ
テ居ルノデアリマセヌガ大抵ハサウナツテ居リマス、然ルニ此法人ノ犯罪ノ
トキニハ如何ニスルカト云フ問題ガ起ツテ始メテ此三十三年ノ法律第五十二
號ガ出タヤウニ思ツテ居リマス、之ニ照シテ見マスルト五十二號ダケノ規定ヲ

取ツテ他ノ税則ニ關スル從業者竝ニ雇人ヲ罰スルト云フ規定ガ拔ケテ居ルヤ
ウニ思ヒマス、ソレガ爲ニ第八條第九條ハ過失ノ場合モ罰スルノデアアルカ、
或ハ犯意ノアル場合ダケヲ罰スルノデアアルカト云フコトガ不明瞭デハナイカ
ト思ヒマス、ソレデ實ハ御問ヲシタ譯デアリマス、私ハドウモ其點ヲ明ニシ
テ置イタ方ガ宜イノデハナイカト云フ意味ヲ以テ質問ヲ致シマシタ、モウ一
應答辯ガ出來マスルナラバドウカ願ヒマス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 御答ヲ申上ゲマス、法人ノ處罰例ノ規定ニ付キマ
シテハ御質問ニナリマシタ石渡君ハ最モ明カニ御承知ノコトデゴザイマス、
私モ此點ニ付イテハ多少ノ心得ヲ持ツテ居リマス、丁度唯今御述ベニナリマ
ス通リニ此法律ノ第十條ニ規定イタシマシタ明治三十三年法律第五十二號ノ
規定ハ元々租税ニ關スルコトデアリマシタ、ソレガ爾來總テ此法人ニ對スル
モノニ付イテモ法律ヲ擬制的ニ其者ヲ處罰スル際ニ使用イタシテ居リマスノ
デ、此法律ニ付キマシテモ矢張り同様に譯デアリマシテ、第十條ノ規定ノ適
用サレマスル場合ニハ此五十二號ノ法律ノ爲ニ適用サレテ來ルコトニナル、
隨ツテ當初御質問ニナリマシタ第七條第八條乃至第九條等ノ規定ハ此第十條
ノコトニ拘リマセズ、現實是等ノ行爲ヲ爲シタ者ヲ處罰スル考ヘデゴザイマ
ス、第七條第八條第九條等ノ規定ト第十條ノ規定トハ其間何等ノ抵觸モ無イ
モノト考ヘテ居リマス、此以上ハ謂ハユル御高見ニ屬シマスガ、政府ノ考ヘ
ル所デハ左様ナ考ヘデゴザイマス

○岡野敬次郎君 附則ニ付イテ御尋ネヲ致シタイ、第一ノ御尋ネハ「第七條
及第八條ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマスガ、逕信省ノ御見込
デハ兩方トモ施行期日ヲ一ツニスル御考ヘデアリマスガ、或ハ場合ニ依ツテハ
第七條ノ施行期日ト第八條ノ施行期日ト別々ニ御定メニナルト云フヤウナ
コトモアルノデゴザイマスガ、蓋シ同日施行ト云フコトニ定メラル、譯デア
ラウト想像ヲ致スノデアリマス、ソレガ第一ニ御尋ネヲ致シタイ點デアリマ
ス、第二ハ附則ノ末項デアリマスガ、第七條第八條ヲ施行スル前カラ……施
行スル前ニ於テモ尙ホ主務大臣ハ命令ヲ以テ試験ノ規定ヲ定メ、其ノ規定ノ
定ムル所ニ依ツテ檢定ラスルト云フコトニナル、而シテ其命令ノ定ムル所ニ
依ツテ檢定ヲ受ケタ者ハ即チ本法ニ依ツテ檢定ヲ受ケタト同一ノ效力ヲ持ツト
云フコトニナル、ソレハ明カデアリマスガ、第七條ノ規定ニ依ラズ命令ノ定

ムル所ニ依ツテ試験ニ合格シタモノニ對シテ第八條ノ罰則ノ規定ヲ適用スル
ヤ否ヤト云フコトヲ第二ニ御尋ネシタイノデアリマス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 岡野君ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマス、御質問
ノ第一點ハ本法ノ附則ニアル第七條及第八條ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定
ムルトアルガ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムルノデアアルカラ、ドウデモナル譯デアラ
ウガ、之ニ付イテハ同時ニ七條八條ノ施行ヲヤル積リデアアルカドウカト云フ
ノガ第一ノ御問ト考ヘマス、元來此法律ニ附則ヲ設ケマシタノハ先刻委員長
ヨリモ御報告ニナリマシタト存ジマス、成ルベク此電氣「メートル」ニ付キ
マシテハ法律ヲ以テ強制ヲ致シマシテ畫一ニ致シマスコトハ甚ダ有益ト考ヘ
マス、サリナガラ幾ド一萬六千以上ニモ涉テ居リマス電氣「メートル」ヲタ
、畫一ニスルト云フコトノ爲ニ非常ニ急速ニ實行ニカ、リマスコトハ實際ニ
於テ少ナカラヌ紛雜ヲ起シハセヌカト存ジマス、デゴザイマスカラ一面ニ於
テハ成ルベク法律ノ施行ヲ速ニスルガ宜シイ譯デアリマスルガ、同時ニ又實
際上ノ紛雜ヲ避ケマスコトハ當業者ニ對シ及需要者ニ對シマシテ執ルベキ適
當ノ方法ト考ヘマシタノデゴザイマス、其故ニ此法律ハ明治四十四年一月一
日カラ實行スル積リデアアル、即チ電氣ノ單位ハ成ルベク之ニ依ラシメルガ便
利ト考ヘマシタ、併シ是非檢定ヲ受ケネバナラス、檢定ヲ受ケナイモノヲ使
用シタラバ處罰スルト云フ謂ハユル強制ニ涉リマス事柄ハ相當ノ年月ヲ其間
ニ置キマスコトガ雙方共ニ準備ニモ必要デアラウト考ヘマシタノデ、ソレガ
爲ニ本法全體ハ四十四年一月一日カラ施行サルベキ筈デアアルケレドモ、其
中強制ニ涉ル第七條及第八條ノ施行期日ハ相當ノ猶豫ヲ置クト云フ積リデア
リマス、此兩條ノ實施ニ付キマシテハ成ルベク同時ニヤリタイ考ヘデゴザイ
マス、ソレカラ今度ハ第二ノ御尋ネハ附則ノ最終ニ記載イタシテアリマス「第
七條及第八條施行前ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ主務官廳ノ試験ニ合格シタ
ル電氣計器ハ本法ノ檢定ニ合格シタルモノト看做ス」、此規定ニ依ツテ見ルト
七條八條ノ施行以前ニ檢定ノ方法ヲ執ルノデハナイカ、此檢定ノ方法ヲ執ツタ
モノニ向ツテ第八條ヲ適用スル積リデアアルカドウカト云フノガ第二ノ御質問
ト承リマシタ、是ハ前キニ申上ゲマシタ如クニ、第七條等ノ強制的ニ檢定ヲス
ルト云フコトハ實際上ノ實情ニ參酌イタシマシテ相當ノ期限ヲ置キマスコト
ヲ必要ト考ヘマシタ、併ナガラ成ルベク範圍ヲ一定シマシテ當事者當業者ガ

望ンデ其試験ヲ受ケタイ、法ノ強制ニアラズシテ自分ヨリ進ンデ成ルベク早ク規則立ツタ所ノ「メートル」ヲ使ヒタイト云フ者ヘヲ以テ試験ヲ願フテ参リマス分ハ、七條ノ強制的ニ施行スル前ト雖モ政府ハ成ルベク出來ル手順ヲ致シマシテ、其試験ヲ致ス方宜シイト云フ積リデアリマス、當業者モ成ルベク長ク使フモノデアアルカラ成ルベク合格シタ物ヲ使ツタガ宜カラウト云フノデ試験ヲ要求スル者ガアレバ之ニ應ズル、併ナガラ第七條ノ施行前デアアルカラ強制的法律ノ檢定デナイカラ主務官廳ノ試験ニ合格シタモノハト云フコトニシマシテ、其試験ニ合格シタモノハ此法律ノ檢定ニ合格シタモノト看做スト云フ趣旨デアリマス、從ツテ此第八條ノ規定ハ檢定ニ合格シタリト法律デ看做シタモノヲ使用スル譯デアリマスカラ、第八條ノ規定ニ付イテハ檢定ヲ受ケザル者ヲ處罰スルト云フ譯デアリマスガ、一度試験ヲ經テ居ルモノナラバ、法律上檢定ヲ受ケタモノト看做ス譯デアリマス、從ツテ第八條ノ適用ハ受ケマセヌコトニナリマス

○岡野敬次郎君 能ク分リマシタガ、第一ノ私ノ質問ニ對スル御答辯ハ私ノ質問ニハ當ツテ居ラナイ、大概ハ餘計ナ御答辯デアッタト思ヒマス、モウ一ツ續イテ伺ヒタイノハ附則ノ第三項ハ試験ニ合格シタモノト否トヲ問ハズ三項ヲ適用スル御趣意デアアルカドウカ、ソレダケノ御答ヲ得レバ大概、私ノ質問ハ終ルノデアリマス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 岡野君ノ唯今ノ御質問デゴザイマスガ、附則ノ第三項ノ規定即チ「第七條及第八條施行前ヨリ引續キ電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ニ付イテハ別ニ勅令ヲ以テ定ムル期間第八條ノ規定ヲ適用セス」此項ニ對スル御質問デゴザイマスガ

○岡野敬次郎君 モウ一度申上ゲマセウ、此附則ノ末項ニアリマスル電氣計器ト云フノハ是ハ第七條或ハ第八條ノ施行前ヨリ用キテ居ル所ノモノデアラウト思フノデアリマス、ソレデ即チ先刻ノ御尋ネニ依リマシテ當業者ガ任意ニ主務官廳ニ試験ヲ求ムルモノガアルノデアアル、政府ハ之ヲ強制スルノデナイ、斯ウ云フノデアリマスカラ從ツテ第七條第八條ノ行ハレザル前ニハ試験ヲ經タモノト試験ヲ經ナイモノト兩様ガ實際行ハレル結果ニナラウト思フノデアリマス、其試験ヲ受ケタモノモ又試験ヲ受ケナイモノモ、此附則ノ第三項ニ據ルト云フ御趣意デアアルカ否ヤ、斯ウ云フノデアリマス

○政府委員(仲小路廉君) 御答イタシマス、第七條、八條ノ規定ハ試験ヲ受ケタモノモ受ケナイモノモ無論適用サレル積リデゴザイマス

○田中芳男君 本員ハ此電氣ノコトハ甚ダ暗ウゴザイマスカラシテ、私ノ御尋ネスルコトガ或ハ範圍外カハ知りマセヌガ、少シク電氣ト云フコトニ付キマシテ伺ツテ置キタイコトハ、此電氣測定法ト云フモノガ今日定マリマスルニ付イテ從前ハ無カッタ、無カッタカラシテ其間ニ危険ナコトガ屢、アッタ、即チ此兩院ヲ燒イタ如キモノモ其中ノ一ツデアアルダラウ、其中或ハ電氣ノ爲ニ火事ヲ起シ、電氣ノ爲ニ人ノ生命ヲ失ツタト云フヤウナコト、總テ此法ガ無イカラ起ルト云フモノデアアルノカ知ラヌト思フ、然ラバ今後此法ガ定マリマスレバ左様ナ様ナ弊害ト云フモノハ一切、世ノ中ニ起ラヌト云フ御見込デ此測定法ガ立ツノデアラウト思ヒマスガ、私ハ不案内デゴザイマスカラ心得ノ爲ニ一應伺ツテ置キタウゴザイマス

〔政府委員仲小路廉君演壇ニ登ル〕

○政府委員(仲小路廉君) 田中サンノ御質問ニ御答イタシマス、此度電氣測定法ヲ制定イタシマスノハ全ク電氣ノ取引ニ必要ナ「メートル」ノ確定ヲ期スル爲ニ制定スル考ヘデゴザイマス、勿論「メートル」ノ確定ニナルコトハ又總テノ點ニ於テ決スルト云フコトデアアルガ、更ニ電氣ノ危険ノ防止ノ點ニ付キマシテハ「メートル」測定ノ外ニ尙ホソレトノ執ルベキ方法ヲ盡サネバナラヌカト考ヘテ居ル次第デアリマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス

○子爵前田利定君 直チニ二讀會ヲ開カレムコトヲ……

○伯爵大原重朝君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○石渡敏一君 此案ハ修正ヲ試ミタクモアリマス、ドウモマダソレ程ニ熟シテ居リマセヌ、且ツハドウモ政府ノ御意見ヲモウ少シ承ツテ見タイト思ヒマス、此案ハドウカ惡意デナク善意デ以テ、正當ナ手續ニサレテ二讀會ヲ開カレムコトヲ希望イタシマス

〔「賛成」ト呼フ者多シ〕

○議長(公爵徳川家達君) 前田子爵ヨリ直チニ本案第二讀會ヲ開キタイト云フ動議ガ出マシテ、其後石渡君ヨリ二讀會ハ定規ノ日數ヲ經タ後ニ開キタイト云フ、是ハ何レモ賛成者ガ……議長ガ申訳リマシタ、石渡君ノ動議ニハ賛成者ハ無論要サナイノデアリマス、前田子爵ノ直チニ第二讀會ヲ開クト云フ說ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(公爵徳川家達君) 少數ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第三、著作權法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告

著作權法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十三年一月二十四日

右特別委員副委員長

伊澤 修二

貴族院議長公爵徳川家達殿

(伊澤修二君演壇ニ登ル)

○伊澤修二君 委員長ノ辻男爵ガ少シ御差支ガアリマスルノデ、私ヨリ此報告ヲ致シマス、去ル二十四日ニ著作權法中改正法律案特別委員會ノ正副委員長ノ選舉ヲ致シマシタ、其選舉ガ濟ミマスルト出席委員ノ多數ノ方ヨリ引續イテ委員會ヲ開キタイト云フ望ガ大分アリマシタ、其時ハマダ辻委員長ハ見エテ居ラレマセナカッタノデ、直チニ電話ヲ以テ問合セシタコトデアリマシタ、トコロガ其答ニハ差支ガアルカラ、ドウゾ宜シク頼ムト云フコトデアリマシタノデ、即チ本員ガ副委員長トシテ議事ヲ開キマシテ、即チ議事ヲ整理イタシマシタ次第デアリマス、其際大分各委員ヨリ種々ノ質問ガゴザイマシタ、鄭重ニ審査ハ致シマシタコトデアアル、ケレドモ別ニ意見ト云フモノ、提出モゴザイマセズデ、即チ全員一致ヲ以テ原案ニ可決イタシマシタ次第デアリマス、本案ハ先日平田内務大臣ヨリモ御述べニナリマシタ如ク一昨年十月伯林ニ開設シマシタル萬國著作權保護同盟條約ニ關スル會議ニ於テ協約ノ結果、我が版權法ニモ種々影響ヲ及ボシテ參リマシテ、即チ茲ニ此改正ノ必要ヲ見ルニ至リマシタ次第デアリマス、此時ニハ我國ヨリモ水野内務省參事

官ヲ特ニ派出セラレマシテ、即チ我國ノ委員トシテ此同盟ニ出張セラレマシテ、大ニ盡力ヲ致サレマシタ次第デアリマス、其重モナル點ハ、翻譯權ニ關係イタシマシタコトデアリマス、翻譯權ノコトニ付イテチヨット申シテ置キマスルガ、諸君ノ御承知ノゴザイマスル通り、翻譯ハ從前ハ全ク自由デアリマシテ、歐米ノ書物ヲ翻譯スルコトハ、少シモ構ハズ、ドン／＼ヤレマシタモノデアリマスルガ、我國ガ曩ニ萬國著作權保護同盟ニ加入イタシマシテ以來ト云フモノハ、之ヲ自由ニスルコトガ出來ナクナリマシテゴザイマス、ソレ故ニ非常ニ不便ヲ感ジマシテ、其不便ハ隨分學者社會ニ少ナカラヌコトデアッタデアリマス、ソレ故ニ日本ヨリ派遣セラレマシタ所ノ委員モ、主トシテ此點ニ向ッテ大ニ我が提案ヲ主張セラレタデアリマス、デソレハ大體之ヲ約シテ見マスルト云フト、第一ノ點ハ、兩國民ノ思想ノ了解融和ヲ圖ルガ爲ニハ、相互ニ翻譯ノ自由ヲ有スルト云フコトガ是ガ頗ル必要ナコトデアラウト云フコトガ、是ガ一ノ要點デアッタと思ヒマス、第二ノ要點ハ、日本ニ於ケル歐米ノ書物ノ翻譯ト云フモノハ、決シテ原著者ノ利益ヲ害スルヤウナコトハ無イ、即チ日本ト歐米諸國トハ、非常ニ言語モ文字モ違ッテ居リマスルカラ、此翻譯ガアルガ爲ニ、其原書ノ賣レ方ガ減ズルト云フヤウナコトハ無イ、ノミナラズ却ッテ……日本語ヲ以テ外國語ヲ譯スルト云フコトハ非常ニムツカシイコトデアアル、又外國人ガ日本語ヲ譯スルト云フコトモ非常ニムツカシイコトデアアルカラシテ、却ッテ是ハ互ニ原書ノマア紹介廣告ニナルヤウナモノデ、我國デ申シテ見タナラバ、大概ハ今日ノ教育ヲ受ケタ人ハ、ドレカノ一外國語グラキハ學ンデ居リマスルカラ、ソレデ翻譯書ヲ見マスレバ、ソレガ言ハ、廣告トナッテ、原書ヲ購入スルヤウニナル、ソレデ決シテ原著者ノ利益ヲ害スルコトガナイト云フコトガ第二ノ要點ノヤウニ見エテ居リマス、第三ノ要點ハ、日本人ガ澤山外國ノ書物ヲ翻譯スルニ拘ラズ、外國人ハ日本ノ書物ヲ翻譯スルト云フコトハ甚ダ少ナカラウ、即チ申シ換ヘテ見マスレバ、日本ニハソレ程ノ文學美術等ノ翻譯スルニ足ルモノガ無イノデアラウ、言ハハ片手落ニナリハセヌカト云フ虞モアルカ知ラヌガ、決シテサウ云フコトハ無イ、日本ノ文學美術ノ豐富ナルコトハ、大ニ彼等ニ利益ヲ與ヘル、決シテ片手落ト云フコトニハナラヌ、即チ相互ニ同等ノ利益ヲ受ケルコトデアルト云フコトガ、第三ノ要點ト見エマス、併シ此事ニ付キマシテハ、斯ノ如ク論理ヲ明晰ニ致シマシテ、頗ル誠實ニ且ツ巧妙ニ辯論セラレタヤウニゴザイマ

ス所ガ、惜シイコトニハ、此同盟會ニ於テハ、大ニ翻譯權ヲ重クシヤウト云フコトガ、非常ニ意見ガ固マツテ居リマシタノデ、到頭此我國ノ提案ハ容レラレズニ仕舞ヒマシタ、即チ前ノ條約ニ從ッテ行クカ、或ハ此度ノ條約ニ從ハナケレバナラヌカ、何レニ致シマシテモ我國ノ提案ハ遂ニ容ル、所トナラズニ仕舞ヒマシタ譯デアリマス、此事ニ付キマシテハ、當時出張セラレマシタ水野政府委員モ、今日ハ御見エニナツテ居リマスルコトデゴザイマスルナリ、餘ホド是ハ又込入りマシタ事情モアリ、且又此事ハ獨リ此議場ノミナラズ、一般ノ文學美術並ニ其他ノ出版社會等ニ向ッテモ、非常ナ影響ヲ與ヘルコトデアリマスカラ、ドウゾ此本議場ニ於テ、水野君ニ委シク御陳述ニナラムコトヲ望ミ置キマス次第デアリマス、是ヨリ進ミマシテ、此本案ノ各條ニ付イテ御報告ヲ致シマス、此案ハ諸君ノ御承知ゴザイマスル通り、現行法ト大分關聯イタシテ居リマスルカラシテ、成ルベク現行法ニ照シ合セマシテ十分ニ御了解ノ出來ルヤウニ致シタイト思ヒマスル、先ヅ第一條ヨリ説キマス、即チ「第一條中「圖書」ノ次ニ「建築」ヲ加フ」ト云フノデアリマスガ、是ハ現行法ノ第一條ニハ「文書演述圖書彫刻模型寫真其ノ他文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物」ノ著作物ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ專有ス」ト斯ウゴザイマス、即チ此「文書演述圖書」ト列記シテアリマスル其中ニ「建築」ト云フコトヲ加ヘルト云フコトニナリマシタノデアリマス、其建築ト云フコトニ付キマシテハ、委員ニ於テモ餘ホド種々ノ質問ガアリマシテ、ソレデドノ建築デモ此法ニ依ッテ保護ヲ受ケラル、ノデアアルカト云フニ、決シテサウ云フ譯デアリマセヌ、即チ美術ニ屬スル建築ト云フコトデアリマス、又其美術ニ屬スル建築ト云フノモ、唯其意匠ノミニ依ッテ保護ヲ與ヘルト云フコトナラバ、意匠法ニ依ッテ保護セラレ、譯デアアルケレドモ、意匠ノミデハナイ、即チ美術的ノ意匠ヲ以テ建築シタ建築物其物ニ向ッテ保護ヲ與ヘラル、斯ウ云フコトデアルト云フノデゴザイマス、次ハ「第十一條中「及定期刊行物」及「政事上ノ論說若ハ」ヲ削ル」ト申シマスルノハ、現行法ハ第十一條「左ニ記載シタルモノハ著作權ノ目的物ト爲ルコトヲ得ス」トアリマシテ「一」ハ「法律命令及官公文書」トアル、ソレカラ第二項デゴザイマス、即チ此度ノ修正ニナツテ居リマスノガ「二」ガ「新聞紙及定期刊行物」トアリマスル、即チ其「及定期刊行物」ガ無クナリマシタ、「ニ」記載シタル雜報及「其下ノ「政事上ノ論說若ハ」是ガ取レマシタ、詰ル所此新聞紙ニ記載シテアリマスル雜報ト時事ト云フモノ

ハ是ハ其著作權ノ目的物トナルコトハ出來ナイト云フコトデ、其他ノ定期刊行物並ニ政事上ノ論說等ハ是ハ一ノ論文トモ見ルベキモノデアラカラシテ即チ著作權ノ目的物ト爲ルコトガ出來ル、即チ本法ノ保護ヲ受クルコトガ出來ル部分ニナツタ譯デアリマス、第十五條ハ是ハ現行法ハ「著作權者ハ著作權ノ登錄ヲ受クルコトヲ得」ルト云フコト、ソレカラ「發行又ハ興行シタル著作物ノ著作權者ハ登錄ヲ受クルニ非サレハ偽作ニ對スル民事ノ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス」斯ウ云フ箇條ガ現行ニアリマスルノヲ取リマシタ、ソレデ從來ノ即チ唯今ノ現行法ニ依リマスルト云フト刑事ノ場合ニハ無論著作權ヲ登錄シテゴザイマセヌデモ著作權ト云フモノガ即チ第三者ニ對抗スルコトガ出來ルデゴザイマスケレドモ、此民事ノ場合ニハ登錄シテナイト云フト即チ第三者ニ對抗スルコトハ出來ナカッタノデゴザイマス、トコロガ今度ハドチラニ致シマシテモ即チ此民事ニ致シマシテモ刑事ニ致シマシテモ登錄ノ有ル無イト云フコトハ問ハヌ、斯ウ云フコトニナリマシタノデアリマス、其次ハ唯著作權ノ相續ト云フ一事ガ加ハリマシタ、即チ「著作權ノ相續讓渡及質入ハ其ノ登錄ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス」即チ著作權ノ移轉スル場合……移轉スル場合ニハ即チ此登錄ヲ受ケテ置カナクテハ第三三者ニ對抗スルコトハ出來ナイ、斯ウ云フコトニナリマシタ次第デアリマス、「無名又ハ變名著作物」ノ著作物ハ其ノ實名ノ登錄ヲ受クルコトヲ得」ト云フノハ是ハ現行法ト同ジコトデアリマス、其次ハ第二十條、現行法ダト「新聞紙及定期刊行物ニ掲載シタル記事ニ關シテハ小説ヲ除クノ外著作權者カ特ニ轉載ヲ禁スル旨ヲ明記セサルトキハ其ノ出所ヲ明示シテ轉載スルコトヲ得」斯ウ云フコトニナツテ居リマスル、ソレヲ此度ハ「及定期刊行物」ト云フモノヲ取リマシタ、新聞紙トソレカラ新聞ニ記載シタル記事ニ付キマシテハ唯小説ノミデナク茲ニ即チ「文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物」是ダケノモノガ加ハリマシタ譯デ、前ニハ小説ノミニ限ッテ居リマシタノガ即チ此「文藝學術若ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物」ト云フモノハ矢張り是ハ本法ノ保護ヲ受クルコトガ出來ル譯ニナリマシタノデアリマス、第二十一條ハ現行法デハ「適法ニ翻譯ヲ爲シタル者ハ著作權者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス」ト云フコトニナツテ居リマスノヲ此「適法」ト云フコトハ無クナリマシタ、即チ「翻譯者ハ著作權者ト看做シ本法ノ保護ヲ享有ス」ト云フコトニナリマシタ、以前ニハ適法ノ翻譯デナクテハ保護ヲ受クルコトガ出來ナカッタノガ、本法ニ依リマスレバ

不適法ノ翻譯ト雖モ矢張り其保護ヲ受ケルコトガ出來ル、斯ウ云フコトニナ
リマシタ譯デアリマス、ソレカラ第三十二條ハ即チ「練習用ノ爲ニ著作シタ
ル問題ノ解答書ヲ發行スル者ハ僞作者ト看做ス」ト云フコトガ現行法デアリ
マス、ソレニ加ヘマシテ「活動寫眞術ニ依リ他人ノ著作物ヲ複製シ又ハ興行
スル者ハ僞作者ト看做ス」是ハ即チ第二トシテ加ハルコトニナリマシタノデ
アリマス、是ハ近年ニ至リマシテ活動寫眞術ガ非常ニ發達イタシマシテ、歐
米ニ於キマシテモ同ジコトナリ我國ニ於テモ同ジコトデゴザイマセウガ、即
チ原著者ノ承諾ヲ得ズシテ直チニ之ヲ演劇又ハ其他ニ仕組ミマシタモノ
ヲ、ソレヲ活動寫眞ニ取リマシテ、ソレヲ直グ興行スルト云フコトガ隨分盛
ンニ行ハレルノダサウデアリマス、ソレユエ此箇條ガ這入りマシタ譯デアリ
マス、ソレカラ第三十九條ト第四十一條ハ是ハ罰則ニ關係シタノデアリマシ
テ、即チ三十九條ハ「十圓以上」ト云フコトヲ削リ、ソレカラ四十一條ハ「二
十圓以上」ト云フコトヲ削リマシタノデゴザイマスガ、是ハ即チ昨年ノ新刑
法ノ改正ニ依リマシテ刑ノ範圍ヲ廣クスルト云フコトニナリマシタ結果トシ
テ此改正ヲ見ルニ至ッタ次第デアリマス、而シテ一番末條ノ第五十二條ト云フ
ノハ現行法デハ「本法ハ建築物ニ適用セス」トゴザイマスルノガ第一條ニ此
「建築」ト云フコトガ這入りマシタガ爲ニ即チ此箇條ハ削ルコトニ相成リマシ
タ次第デアリマス、此段御報告ニ及ビマス、尙ホチヨット一個ノ資格ヲ以テ申
上ゲテ置キタイノハ即チ先刻申シマシタ水野政府委員ガ御見エニナッテ居リ
マスルコトデモアリマスルカラ御演述ヲ下サルコトヲ希望スルト云フコトヲ
希望イタシマス、ドウゾ諸君ニ於カレマシテモ之ニ御賛成クダサレムコトヲ
偏ニ希望イタシマス

○伯爵柳原義光君 委員長ニ質問シマス、水野政府委員ニ何ノ御演說ヲ……
○伊澤修二君 即チ先刻申シマシタ萬國保護同盟會デ決定セラレマシタ其萬
國保護同盟會ノ情況、竝ニ本邦ノ主張等ヲ一ト通り聞キマシタナラバ、唯單
リ議場ノ利益ヲ受クルノミナラズ或ハ著作權者竝ニ出版界ニ於キマシテモ大
ナル影響ヲ持チマスノデゴザイマスカラ定メテ利益ガアルコトデアラウト考
ヘマスノデ願ヒタイ、斯ウ存ジマスル譯デゴザイマス

○伯爵柳原義光君 委員長ノ御精神ハ分リマシタ
○男爵久保田讓君 私ハ政府委員ノ報告ノアルコトハ必要ダラウト感ジマス
カラ伊澤君ニ同意イタシマス

○鎌田榮吉君 賛成

○伯爵柳原義光君 本員ハ反對ヲ致シマス、此議場デナサル必要ハ無カラウ
ト思ヒマスカラ反對ヲシテ置キマス

○議長(公爵徳川家達君) 本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請
ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半数ト認メマス、次ノ議事日程ハ本院彙報ヲ以
テ御報告ニ及ビマス、本日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十一時四十一分散會